

(参考資料3) 川崎市消費者行政の沿革

昭和40年 4月 1日	経済局商政課消費経済係設置
昭和44年 4月 1日	経済局消費経済課(消費経済係、指導相談係) 新設
昭和46年10月15日	指定都市移行に備えた機構改革により、新設された市民局に移管 市民局市民部消費生活課と名称変更(消費生活係、指導相談係)
昭和47年 4月 1日	政令指定都市移行
昭和49年10月 8日	「川崎市消費者の利益の擁護及び増進に関する条例」を公布 消費生活課に物価係を新設(消費生活係、指導相談係、物価係)
昭和50年 3月20日	川崎市消費者保護委員会発足
昭和58年 9月 1日	機構改革により消費生活課は消費生活係と調査係の2係に編成 消費生活センターを新設(中原区新丸子東3-473-2 中小企業・婦人会館内)
平成 3年 4月 1日	消費生活課に経済局商政課物価対策班を編入
平成 7年 4月 1日	機構改革により消費生活課と消費生活センターを統合。消費者行政センター (消費生活係、相談検査係、調査係、企画班)と名称変更(川崎区東田町6-2 ミヤダイビル2階に移転)
平成 9年 4月28日	消費者行政の充実を図るため移転 (川崎区砂子1-10-2 ソシオ砂子ビル6階)
平成12年 4月 1日	川崎市北部消費者センター(高津区溝口1-6-12 神奈川県高津合同庁舎3階)を設置
平成13年 4月 1日	「川崎市消費者の利益の擁護及び増進に関する条例」を一部改正
平成16年 6月 2日	「消費者基本法」施行
平成17年 4月	国が消費者施策推進のための消費者基本計画(2005～2009年度)策定
9月30日	「川崎市消費者の利益の擁護及び増進に関する条例」を一部改正 消費者保護委員会を消費者行政推進委員会へ名称変更
平成20年 3月	川崎市消費者行政推進基本計画(2008～2010年度)策定
4月 1日	機構改革により、経済労働局に移管 消費者行政センターに北部消費者センターを統合 電子メール相談、区役所相談を開始(中原区、高津区、多摩区)

(参考資料3) 川崎市消費者行政の沿革

平成21年 4月	毎週金曜日の電話相談を19時まで延長
9月 1日	消費者庁・消費者委員会の設立、「消費者安全法」施行
平成22年 3月	国が新たな消費者基本計画(2010～2014年度)策定
平成23年 3月	川崎市消費者行政推進計画(2011～2013年度)策定
平成24年12月	「消費者教育の推進に関する法律」施行
平成26年 3月	川崎市消費者行政推進計画(2014～2016年度)策定
平成26年 8月18日	市役所本庁舎建替工事のため移転 (川崎市川崎区駅前本町11-2 川崎フロンティアビル10階)
平成27年 3月	国が新たな消費者基本計画(2015～2019年度)策定
平成28年 3月24日	「川崎市消費生活センター条例」公布
平成28年 4月 1日	毎週土曜日電話相談(10時から16時まで)を開始
平成29年 3月	川崎市消費者行政推進計画(2017～2019年度)策定
平成30年 4月 1日	毎週土曜日電話相談(10時から16時まで)を本格実施
令和 2年 2月	川崎市消費者行政推進計画令和2(2020)年度～令和4(2022)年度策定
令和 2年 3月	国が新たな消費者基本計画(2020～2024年度)策定
令和 3年 6月	国が消費者基本計画(2020～2024年度)を改定
令和 4年 4月 1日	計量検査所が消費者行政センターに編成
令和 5年 3月	川崎市消費者行政推進計画令和5(2023)年度～令和7(2025)年度策定
令和 6年 2月	市役所本庁舎完成に伴い移転 (川崎市川崎区砂子1-8-9 川崎御幸ビル5階)
令和 7年 3月	国が新たな消費者基本計画(2025～2029年度)策定
令和 8年 3月	川崎市消費者行政推進計画令和8(2026)年度～令和11(2029)年度策定